



マイナンバー制度に 便乗した詐欺に注意

気を付けて!!
サギは、こんな手口で
あなたを狙っている!



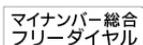
被害に遭いそうになった事例

- 制度の手続に便乗してお金を要求するもの
「マイナンバーカードの登録手数料にお金が必要」などと言われ、お金を要求された。
- 情報流出があったとしてお金を要求するもの
「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者から名義を貸してもらう必要がある」などと電話があり、さらに別の者から「名義貸しは犯罪になって逮捕される」などと言われ解決するためのお金を要求された。
- 個人情報を聞き出そうとするもの
マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かどうかを聞かれた。
「マイナンバー制度の導入に伴い個人情報を調査中です」と言われ、資産や保険の契約状況などを聞かれた。

- マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体の職員が口座番号、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。
- 不審な電話はすぐに切ってください。
- 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
- あやしいと思ったら、表面の相談窓口にご相談ください。



通知カードが届いていない方は、住民票のある市区町村にお問い合わせください。

マイナンバーに関するお問合せは  **0120-95-0178** (無料)

※おかけ間違いのないようご注意ください。



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

要介護認定を受けた 高齢者の「障害者控除」 について

介護保険制度で要介護認定を受けた65歳以上の高齢者で、介護認定の審査判定資料を確認し、一定の基準に該当する場合には、所得税や町県民税の確定申告において『障害者控除』を受けるための認定書を、本人または扶養者等の申請手続きにより交付を受けることができます。この認定書を添付することにより、本人または、その扶養者が障害者控除または、特別障害者控除等を受けることができます。

ただし、すでに身体障害者手帳など交付され、税の控除を受

けている方や本人または、扶養者が非課税の場合は必要ありません。

介護保険で よくある「質問」

【質問】

介護保険料は、税の控除となりますか？

【答え】

介護保険料は、国保税や後期高齢者医療保険料と同様に所得税や町民税の社会保険料控除の対象となります。確定申告書の社会

保険料控除を記入する欄に、1月から12月末までに納付された介護保険料額を記入してください。

特別徴収で納付した保険料が社会保険料控除対象となるのは、年金受給者であるご本人となります。普通徴収の場合、被保険者の保険料を扶養者が支払っている場合は、扶養者の社会保険料控除の対象となります。

【質問】

納めた保険料の年額がわからないのですが。

【答え】

健康推進課へお申し出があれ
業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。



お問い合わせは、
(☎63・3805)まで。

下水道への接続は お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。

詳しくは、上下水道課(☎63・3805)まで。



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

平成27年分 所得税・町県民税の 申告相談受付 12月16日から開始！

申告される方は、必ず正しい申告を行ってください。各地区の申告相談の日程については「広報ひだか1月号」に掲載しておりますので、ご確認ください。

ば前年1月から12月末までの1年間に納付いただきました介護保険料額を記載した納付証明書が発行いたします。事務処理の都合により、納付証明書の発行は2月初旬から発行できますので、ご了承ください。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。